

「運動の時代」と^{マイノリティ}少数派集団

—サンフランシスコ^{ベイエリア}湾岸地区における社会運動の軌跡—

中 野 由 美 子

I. はじめに

1950年代後半以降のアメリカ合衆国では、南部のアフリカ系アメリカ人による公民権運動¹を皮切りに、先住民やメキシコ系、女性を含む^{マイノリティ}少数派集団による社会運動が展開された。続いて1960年代後半になると、「ブラック・パワー」を標榜した急進的かつ分離主義的な運動や、主流社会からの分離独立を唱える先住民による運動にみられるように、従来の社会運動とは一線を画す動きが活発になった。このような社会運動全般—1950年代半ばに始まる公民権運動とそれに触発された^{マイノリティ}少数派集団による一連の運動—に関しては、合衆国においては膨大な研究蓄積がある²。また、日本においても、公民権運動に関する詳細な実証研究や歴史研究³に加えて、近年、米国・日本・西欧との国際比較の観点からのいわば1960年代研究が一部の研究者の関心を集めている。たとえば、西田慎・梅崎透編『グローバル・ヒストリーとしての「1968年」—世界が揺れた転換点—』は、1960年代を「世界史の転換点⁴」として捉え、タイトルの通り、グローバル・ヒストリーとして1960年代の社会運動を捉えようとする意欲作である。こうした1960年代研究への関心の背景には、1960年代に様々な運動に関わった人々が「自分の青年期を振り返りたい心境になった⁵」ことが指摘されている。さらに、世界各地に広がった社会運動の体験者の証言を、歴史研究としてどのように統合していくかという学術的な問題関心が加わったことが挙げられる。

以上の点を踏まえて、本稿では、1960年代のアメリカ合衆国における^{マイノリティ}少数派集団による社会運動について、特定の運動が行われた「場」と関連づけて考察することを課題としたい。1950年代半ばに始まるアフリカ系アメリカ人大衆による運動は、後に公民権運動と称され、先住民、アジア系、ヒスパニック／ラティーノ系など他の^{マイノリティ}少数派集団にも大きな影響を与えたことは広く知られている。本稿では、当時の社会運動のなかで、国内外の衆目を集めた二つの事例に焦点を絞り、その歴史的意義を検討する。具体的には、サンフランシスコ湾に臨む広域地区を指す「サンフランシスコ^{ベイエリア}湾岸地区 (The Bay Area)」(以下湾岸地区と略記)において、1960年代後半に相次いで起こった二つの事例を取り上げる。一つ目は、サンフランシスコに隣接するオークランドにおいて結成されたアフリカ系アメリカ人によるブラック・パンサー党の結成である。二つ目の事例は、サンフラ

ンシスコ湾に浮かぶアルカトラズ島の先住民による占拠事件である。従来の研究では、前者については、公民権運動とは一線を画して急進化・先鋭化したアフリカ系アメリカ人の運動の代表的な事例として位置づけられてきた⁶。また後者は、1970年代前半まで続く先住民運動の「先駆け」あるいは「成功例」として位置づけられてきた⁷。本稿では、両者がともに湾岸地区^{ベイエリア}を拠点とする運動だったことに着目し、従来の研究においては異なる文脈で語られることが多い両者を比較しつつ、それぞれの特徴と歴史的意義を明らかにしていきたい。最後に、歴史上の出来事が起こった「場」の現状を紹介しながら、1960年代の社会運動に関する事例研究を締めくくるとしたい。

次節での検討に先立ち、本稿におけるキーワードであるアフリカ系アメリカ人と先住民という用語の定義を確認しておきたい。本稿が対象とする1960年代の合衆国では、^{マイノリティ}少数派集団の自他称がどうあるべきかが盛んに議論された。そのため、本研究が対象とする^{マイノリティ}少数派集団について、自他称(原語と訳語)の変遷を確認しておくことは有益だろう。

最初に、アフリカ系アメリカ人の呼称についてである。アフリカ大陸を出自とする人々とその子孫を意味する原語としては、1960年代以前まではColoredやNegroが頻繁に用いられてきた。今日では、これらの呼称は、一般に使用されることはない。ただし、例外的に、組織名として使用される場合(たとえば、次節で言及する全国黒人地位向上協会の正式名称であるThe National Association for the Advancement of Colored Peopleなど)はある。1960年代以降には、これらの呼称に代わって、BlackやAfro-American、African Americanなどが用いられるようになった。以上の点を踏まえて、本稿では、主に「アフリカ系アメリカ人」という訳語を用いる。なお、「黒人」という訳語については、皮膚の色を前提にしているとの理由で、他称としては適切ではないとの指摘がなされてきた。ただし、「アフリカ系アメリカ人」では冗長になってしまう場合や日本語の熟語として定着している場合に限り、「黒人」という訳語を用いている。

次に、先住民という用語の定義も確認しておきたい。本稿においては、「先住民」とは、ヨーロッパ系移民の入植以前から北米大陸に居住していた人々の子孫の自他称を意味する民族学的概念として用いる。それに対し、「インディアン」あるいは特定の「^{トライブ}〇〇部族」という用語は、国家によって承認された特定の部族^{トライブ}という政治的共同体の構成員を指す法的概念として用いる。したがって本稿においては、「^{トライブ}〇〇族」という表記は、法的には特定の部族^{トライブ}の成員であるという意味で用いている。ここでは、自らを「^{トライブ}〇〇族の一員」と称している特定個人が、法的にその「^{トライブ}〇〇部族」と国家によって承認されているとは限らないこと、あるいはその逆の場合もあることに留意したい。

II. ブラック・パワー運動とブラック・パンサー党

第二次世界大戦後の合衆国は、文字通り、軍事・経済・政治の面で世界の超大国となった。その一方で、合衆国が国際社会において主導権を握るようになればなるほど、国内に根強くはびこる人種差別という矛盾が露呈するようになった。こうしたなか、南部諸州の人種隔離政策に風穴をあけ

る判決がだされることになる。1954年、連邦最高裁判所は、公立学校における人種別学（人種隔離）は違憲であるとの判決を下した（以下ブラウン判決と略記）。これによって、1896年に連邦最高裁判所自らが示した「分離すれども平等」（separate but equal）という法理は、約半世紀を経てようやく否定されたのである。画期的なブラウン判決の背景には、1909年に設立された全国黒人地位向上協会（The National Association for the Advancement of Colored People, 以下NAACPと略記⁸）による長年の法廷闘争の経験的蓄積があった。

ブラウン判決をきっかけに、人種隔離撤廃のための機運が一段と高まり、南部諸州において様々な活動が展開されるようになった。その嚆矢となったのは、1955年のアラバマ州モントゴメリーにおけるバス乗車拒否運動である。市バスのなかで白人の乗客に席を譲ることを拒否したローザ・パークス（Rosa Parks）の裁判から約一年間、市バス乗車拒否運動がアフリカ系アメリカ人の住民によって粘り強く続けられたのである。その過程で、当時20代半ばで無名の新任牧師だったマーティン・L・キング（Martin Luther King）牧師の卓抜した統率力が遺憾無く発揮されることになった。キング牧師は、南部キリスト教指導者会議（The Southern Christian Leadership Conference, 以下SCLCと略記）を創設し、黒人教会の牧師を組織化してさらなる運動を推進していった。こうして、のちに公民権運動と総称されるようになる様々な差別撤廃闘争において、キング牧師ら黒人教会の指導層は主導的な役割を果たしていく。

一連の差別撤廃闘争は、首都ワシントンにおける大行進で最高潮に達した。1963年8月に敢行されたこの大行進は、連邦議会で審議中だった公民権法案の成立を強く世論に訴えた。後に「私には夢がある」と題されるキング牧師による演説によって、この大行進は長く記憶されることになった。一連の運動の結果、1964年には人種や性別による差別を禁止する包括的な公民権法が成立し、翌年には投票権法が制定された。こうして、南部諸州の人種隔離法は撤廃され、「法の下での平等」は達成されたのである⁹。

ところが、1960年代半ばになると、アフリカ系アメリカ人の活動家のあいだでも、それまでの公民権運動とは一線を画す動きがみられるようになった。その嚆矢となったのが、学生非暴力調整委員会（The Student Nonviolent Coordinating Committee, 以下SNCCと略記）による活動である。SNCCの指導者ストークリー・カーマイケル（Stokely Carmichael）は、1966年の意見書のなかで、既存の組織と運動に対して次のように述べている。

白人は、当初は完全に黒人の運動だったナイアガラ運動（NAACPの前身）を崩壊させた。新組織〔NAACP = 1909年創設の全国黒人地位向上協会—引用者注〕の名前は、その性格を如実に物語っている。つまり、黒人は白人のレベルまで向上しなければならないということをも前提としているのだ。NAACPはいまや保守的になり、〔中略〕黒人の自由にとって重大な障害となっている。白人を組織のなかに残すことを許せば、コミュニティーオーガナイザーなどの重要な役割を白人に与えることになり、結局、SNCCもNAACPの轍を踏むこと

になってしまう¹⁰。

カーマイケルは、続けてこう述べている。

このような主張に対しては、「人種差別主義者」(racist)とのそしりを免れないかもしれない。しかし、我々の問題に敏感な白人ならば、我々が自力で運命を切り拓かねばならないことを理解するだろう¹¹。

この新しい動きを象徴するのが、「ブラック・パワー」というスローガンである。それは、1966年の夏のある出来事の中から生まれたものだった。アフリカ系アメリカ人のジェイムズ・メレディス (James Meredith) という活動家が、抗議のため単独で行進中にミシシッピ州で狙撃された。それを受けて、SNCCのメンバーがキング牧師らとともに、メレディスを守るためにともに行進することになった。その時に、ある活動家が「ブラック・パワー」と叫んだことに始まるという。続いて、SNCCの指導者カーマイケルが演説中に「ブラック・パワー」と連呼して聴衆が唱和したことなどから、人口に膾炙するようになった¹²。

ブラック・パワーというスローガンには、どのような意味が込められているのだろうか。たとえば、すでにみたように、SNCCのカーマイケルは、アフリカ系アメリカ人は自らの解放のためには人種の分離をすべきだと訴えていた。加えて、カーマイケル自身は、前述のメレディスによる行進を守るために黒人武装集団に参加を呼び掛けてもいたという¹³。次第に、ブラック・パワーというスローガンには、人種の分離による黒人主導の諸改革、地域社会における権力の獲得、黒人であることへの誇りなど、様々な意味や願望が込められるようになった。こうして、急進的な運動家のみならず一般大衆のあいだでも、自らが主導・従事する様々な活動のスローガンとして使われるようになった。

さらに、ブラック・パワーというスローガンは、アフリカ系アメリカ人のみならず、他の少数派集団からも一定の支持を受けるようになった。たとえば、先住民による「レッド・パワー」やメキシコ系アメリカ人による「ブラウン・パワー」などのように、他の少数派集団のあいだでも、主体性・自尊心の回復や自己の解放などを意味するスローガンとして用いられるようになったのである。こうして、「〇〇パワー」というスローガンは、まさに運動の時代を象徴するものとなった。

では、1960年代後半以降、具体的にどのような活動が展開されたのだろうか。以下では、1966年にカリフォルニア州オークランドで結成された「自衛のためのブラック・パンサー党」(The Black Panther Party for Self-Defense, 以下パンサー党と略記)の事例に即して、ブラック・パワー運動のひとつの軌跡を追ってみたい。

最初に、パンサー党創設の経緯と活動の概要をみてみよう。創設時のリーダーであるヒューイ・ニュートン (Huey P. Newton) とボビー・シール (Bobby Seale) は、設立当初は「自衛のための

ブラック・パンサー党」を正式名称としたように、「自衛」(self-defense)を同組織のミッションとして掲げていた。ここでいう「自衛」とは、第一義的には、警察暴力からの自衛や合衆国憲法修正第二条が認める武器保持権に基づく武装を意味していた。周知のように、1791年に成立した合衆国憲法修正第二条には、「人民の武装権」に関する以下の一文がある。「紀律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保持する権利は侵してはならない¹⁴。」パンサー党のメンバーは、憲法に基づき、自らも武装する権利があると主張したのである¹⁵。

また、党のシンボルとしてブラック・パンサーが採用された。同組織の設立時からのメンバーであるデイヴィッド・ヒリヤード(David Hilliard)氏によると、党のシンボルであるブラック・パンサーについて、当時流行していたスローガンである「ブラック・パワー」との関連性があるとする通説は誤りであるという。ヒリヤード氏いわく、共和党のシンボルであるゾウや民主党のシンボルであるロバのように、ブラック・パンサー党にも何らかのシンボルが必要だということになり、ブラック・パンサーが採用されたという¹⁶。

ヒューイ・P・ニュートン基金(The Dr. Huey P. Newton Foundation)が作成したパンフレットによれば、パンサー党の創設者たちは、「公民権運動における歴史的な岐路」における自らの立ち位置について次のように述べている。

マーティン・ルーサー・キング牧師率いる南部キリスト教指導者同盟(SCLC)による偉大な教会主導の運動ではなく、学生非暴力調整委員会(SNCC)による学生主導の草の根の抗議行動でもなく、1965年2月に暗殺されたマルコム・Xが残した急進的な政治思想を受け継いでいる¹⁷。

パンサー党は、主に都市部の若年層のあいだで支持されるようになり、他の都市部でも支部が設立されるようになった。綱領にも掲げられているように、自治組織や雇用、住宅の供給などを要求し、警察による暴力や政府による弾圧に抗議するようになった。それと同時に、警察との対立も激化し、警察官の殺害や殺人未遂などで逮捕される者もあらわれた。折しも、1968年には、「法と秩序」を掲げたりチャード・ニクソンが大統領に就任した。こうしたなか、FBIは、ブラック・パンサー党を危険な破壊的団体と宣言するにいたった¹⁸。事実、FBIは、パンサー党の幹部の暗殺などを通じて、同党への激しい弾圧に乗り出したのである。その結果、1970年代初頭には、同党の活動は急速に鎮静化していった。

このように、パンサー党は自衛のための武装をも辞さなかったため、連邦政府からの弾圧を受ける結果となった。ただし、このような武装を前面に打ち出した「自衛」に留まらず、飢えや失業、貧困から自らを守るという意味での自衛も綱領として掲げていた点は、見逃してはならないだろう。たとえば、朝食を食べない(食べることができない)子供たちが多いことから、コミュニティの教会などにおいて、無料で温かい朝食を提供する活動を行っていた。また、無料の法律相談・医療相

談も実施していた¹⁹。さらに、市当局に働きかけて、交通事故が多発していた交差点に信号機を設置するなど、地道な活動も行っていた²⁰。以上のように、マルコム X の思想に影響を受けたパンサー党の急進性のなかに、自らが主導権を握り自らの生活環境を改善しようとする機運があったことは、看過してはならないだろう。

アフリカ系アメリカ人の歴史家ジョン・ホープ・フランクリン (John Hope Franklin) は、1980 年時点でのパンサー党元幹部について以下のように述べている。

ヒューイ・ニュートンは、活動家というよりは文筆家となった。ボビー・シールやその他のリーダーたちは、どちらかといえばお決まりの地元政治に夢中であるといった具合だ。その間に、国外追放の身だったエルドリッジ・クリーヴァー〔パンサー党の元スポークスマン—引用者注〕は帰国し、いくつかの容疑で裁判を受けているが、同時に、信心深い巡回牧師として生まれ変わり、かつての敵対者からも一定の共感を得るまでになった²¹。

1980 年頃には、パンサー党元幹部は皆鳴りをひそめており、急進的な活動家としての面影はなくなっていたのである。

III. レッド・パワー運動とアルカトラズ島占拠

1950 年代後半の公民権運動は、合衆国の先住諸社会にも多大な影響を及ぼすことになった。本節では、最初に、1950 年代以降の先住民政策を概観する²²。続いて、先住民による「レッド・パワー」を標榜した運動の代表的事例に即して、その歴史的意義を検討したい。

1950 年代から 1960 年代は、先住民にとって試練の時代であった。なぜなら、合衆国の先住諸社会に甚大な影響を及ぼした二つの政策が実施されたからである²³。

第一の施策は、1950 年頃から 1973 年まで続けられた都市移住奨励策である。その背景には、保留地における失業・貧困問題や、保留地の土地や水などの資源をめぐる対立が深刻化していたことが挙げられる。保留地での諸問題への処方箋と称して、都市への移住と就業を斡旋する施策が講じられたのである。結局、1973 年までに、累計約 10 万人が片道の交通費のみを支給されて保留地を離れたといわれている。

次に、第二の政策とは、一部の部族トライブに対して実施された連邦管理終結政策（以下、通称の終結政策と略記）である。1953 年、連邦議会は両院共同決議に基づき、合衆国と特定部族トライブの間の信託関係を「終結」と宣言した。同決議には、次のような一文が含まれていた。

合衆国の領土内におけるインディアンは、可及的速やかに、他の合衆国市民と同様の〔中略〕特権を享受し責務を果たすことになる。それに伴い合衆国の被後見 (ward) というこれま

での^{ステイタス}地位身分は廃止され、合衆国の^{シティズンシップ}市民権に伴うあらゆる権利や特権を享受するものとする²⁴。

同決議に基づき、経済的・政治的に安定している一部の^{トライブ}部族に対して、^{トライブ}部族としての^{ステイタス}地位身分を廃止—「終結」(termination)—するための法律が制定された。たとえば、1954年には、ウィスコンシン州のメノミニ族に対して、「土地〔保留地—引用者注〕と^{トライブ}部族の成員に対する連邦政府による管理を終結²⁵」するための法律が制定されている。このような終結政策に対しては、それが実施された^{トライブ}部族が経済的・政治的に大混乱に陥ったことが一因となり、全米各地の先住諸社会で激しい反発がみられた。その結果、1970年代初頭には、終結政策は事実上撤回・廃止された。前述したメノミニ族の場合は、1973年の法律によって、1954年の法律は破棄されている²⁶。ただし、立法府の意向次第でいつでも同様の法律が制定される可能性があるという点で、今日においても、「終結」という言葉は先住民にとって特別な意味を持っている。

以上のように、都市移住奨励策と終結政策は、先住民にとっては保留地という生活基盤を根幹から揺るがすものであった。しかし、逆に、共通の試練に立ち向かう過程で、汎インディアン運動と総称される連帯が強化されるようになった。

たとえば、1961年には、全米各地の先住民保留地からの指導者が一堂に会し、従来の先住民政策、とりわけ終結政策を批判する宣言文を発表している。さらに、20代のボンカ (Ponca) 族出身のクライド・ウォリア (Clyde Warrior) らを中心として、全国インディアン青年評議会 (The National Indian Youth Council, 以下 NIYC と略記) が活発に活動をするようになった²⁷。とりわけ NIYC は、西部諸州で頻発していた漁業権をめぐる対立やダム建設反対運動などに積極的にかかわっていった。従来の先住民指導層や政府に対して批判的であり、直接行動を重視する彼らの姿勢に、公民権運動や学生運動からの影響を見出すことができる²⁸。

1967年には、ある演説がきっかけとなって、NIYC の名が広く知られるようになった。それは、テネシー州メンフィスで開催された貧困問題に関する大統領諮問委員会の聴聞会において、NIYC の代表としてウォリアが行った演説のことである。この聴聞会におけるウォリアによる証言は、後に「我々は自由ではない」(“We Are Not Free.”) と題されて頻繁に言及されるなど、大きな反響を呼んだ。この演説のなかで、ウォリアは、「NIYC の批判の矛先は、アメリカの神話にとらわれている官僚によって維持されている体制そのものに向けられている。その神話の問題点は、人々は皆、主流社会に同化すべきだという誤った前提に基づいていることだ。」と喝破した²⁹。さらに、「インディアンの貧困問題への解決策は、いわゆる『政府の諸事業』にあるのではない。…〔中略〕…貧困への真の解決策は、コミュニティ全体の自助力の向上を促すことにある³⁰。」と訴えた。このように、ウォリアは、先住民を含む^{マイノリティ}少数派集団の成員が個人としてアメリカ社会に同化されるのではなく、コミュニティの一員として共存することを理想としていた。ブラック・パワーを標榜する運動と同様に、ウォリアら若手の先住民が率いるレッド・パワー運動は、コミュニティの自助努力を

重視しつつ急進化していった。

1968年には、ミネソタ州ミネアポリスにおいてアメリカン・インディアン・ムーヴメント (American Indian Movement, 以下 AIM と略記) が設立された。AIM の創設者のひとりであるデニス・バンクス (Dennis Banks) によれば、創設当初は、警察権力による暴力への抗議運動にとりわけ力をいれていたという³¹。この点は、前述のパンサー党と同様である。このことは、少数派集団を対象とした警察による不当な暴力行為 (警察暴力) は、少なくとも少数派集団からみれば、日常茶飯事だったことを示唆している。こうして、1950年代に始まる先住民政策に対する反対運動は、公民権運動やブラック・パワー運動、学生運動の影響を受けつつ、一部でレッド・パワーと総称される先住民主導の運動へと先鋭化していくことになる。

1969年には、サンフランシスコ湾に浮かぶアルカトラズ島を先住民数十名が占拠するという事件が起こった。この占拠事件は、後世の歴史家によって、レッド・パワー運動におけるモデルケースと位置づけられてきた³²。それは、先住民が自らの窮状を直接世論に訴え、それが国内外のみならず諸外国においても好意的に報道されるなど、世論喚起という点で一定の成功をおさめたためである。以下では、まずサンフランシスコ湾岸地区の先住民コミュニティの形成について概観した後、アルカトラズ占拠事件の歴史的意義を検討したい。

最初に、サンフランシスコ湾岸地区における先住民コミュニティの形成についてみていきたい。当該地区における先住民コミュニティの形成は、20世紀初頭までさかのぼることができる。当時の移住者のなかには、保留地を離れて鉄道関係の単純労働に従事していた者や、内務省インディアン局所管の先住民対象の寄宿学校の卒業生が含まれていたという。寄宿学校では、都市での就労を促すべく、在籍者に対して様々な仕事を斡旋していたからである³³。第二次世界大戦後になると、戦時中に軍事産業等で単純労働を担った人々や復員兵が、出身地の保留地に戻らずに、家族とともに移住する傾向がみられた。さらに、前述したように、1950年代には都市移住奨励策が実施されている。こうして、1960年代半ばには、約4万人の先住民がサンフランシスコ湾岸地区で生活していたという³⁴。

このような状況のなかで、1969年10月、ある事件が起こった。サンフランシスコ湾岸地区に住む先住民のための唯一の集会所であった、サンフランシスコ・インディアン・センターが焼失してしまったのである。同センターは、雇用や医療に関する各種法律相談などのプログラムを提供しており、当該地域に暮らす約100の部族出身者にとっての心の拠り所だった。この一件を契機として、アルカトラズ島占拠という直接行動の機運が高まっていったという³⁵。

1969年11月9日、サンフランシスコ湾に浮かぶアルカトラズ島に、十数名の先住民が上陸した。モホーク (Mohawk) 族のリチャード・オークス (Richard Oakes) やチペワ (Chippewa) 族のアダム・ノードウェル (Adam Nordwell) など、カリフォルニア州内の大学に在籍している者が中心となって実行したという³⁶。続いて、アルカトラズ島にさらに80余名の先住民が上陸した。これを契機として、先住民の活動家がこの島を占拠するにいたった。

このようなアルカトラズ島占拠という行為には、どのような意味が込められていたのだろうか。学生運動や少数派集団による社会運動の高揚がみられた当時は、特定の公的機関の建物などを占拠する事件が頻発していた。たとえば、フリー・スピーチ運動と称される学生運動の拠点だったカリフォルニア州立大学バークレー校では、学生が大学内の建物を占拠し、その様子が全米に報道された。バークレー校は、サンフランシスコ湾岸地区内にあり、物理的にもアルカトラズ島に近接していた。以上の点を踏まえれば、先住民によるアルカトラズ島占拠という一件も、一見すれば、社会運動の時代の流れに沿った一合衆国内のみならず、海外でも大きく報道されたという意味で「成功例」のひとつと位置づけられるだろう。

1969年のアルカトラズ島占拠は、非先住民からも、物資・人材の支援という形で積極的に支持されたことでも知られている。以下では、1960年代のサンフランシスコ湾岸地区という場に注目し、その理由を探っていきたい。

当時のサンフランシスコ湾岸地区の雰囲気を知るために、アルカトラズ島占拠経験者による回想を引用したい。たとえば、クリーク (Creek) 族のミリー・ケチェシャウノ (Millie Ketcheshawno) は次のように述懐している。

カリフォルニア州立大学バークレー校でのフリー・スピーチ運動には、大きな衝撃を受けたよ。キャンパス内のスプロール広場に駐車中の車の上に立って演説しているマリオ・サヴィオ (Mario Savio) の姿を見たとき、思ったよ。この若者は、〔中略〕ときには自ら身を投じて体制の歯車を止めなければならない、と自ら立ち上がって訴える勇気があるんだ、って³⁷。

前述のように、湾岸地区内にあるバークレー校は、学生運動の拠点となっていた。当時、当該地区周辺の大学に在籍していた先住民にとっては、湾岸地区内のアルカトラズ島占拠は、自然の成行きとなった。このように、当時の湾岸地区には、直接行動による異議申し立てへと若者をかりたてる雰囲気に満ちていたといえるだろう。

続いて、チペワ (Chippewa) 族のアダム・イーグル (Adam Fortunate Eagle) は、次のような興味深い指摘をしている。

ヘイト・アシュベリー (Haight Ashbury) のいたるところで、ヒッピーたちは、乱痴気騒ぎをしたりマリファナを吸ったりして、しかも彼らは髪を伸ばしていたんだ。インディアンの男性にとっちゃあ、これは驚きだったね。というのも、インディアンの男性にとって、長髪は、1906年の連邦規則に違反することだからね。この規則を遵守しなければ、政府による食料の配給などが停止されることになっていたんだ。つまり、髪を切らなければ飢え死にするおそれがあったってわけだ³⁸。

ヒッピー文化の拠点であるヘイト・アシユベリーも、アルカトラズ島とは至近距離にあった。加えて、ヒッピーの風貌に対しては、先住民のあいだでは、戸惑いと共感が交錯する一種独特な反応がみられた。なぜなら、19世紀末以降、内務省インディアン局主導の同化教育が実施されるなかで、連邦政府は先住民男性の断髪を強要してきた歴史があったからである。上述の回想にもあるように、内務省インディアン局が所管する保留地では、同局の規則という形で、成人男性の断髪が強制的に実施されてきた。とりわけ、内務省インディアン局所管の先住民対象の学校では、まず入学時に、男性の断髪を実施してきた。男性の長髪は知恵や天恵を象徴するものと捉える先住民からみれば、この断髪の強制は、最も屈辱的な文化的弾圧の記憶であった³⁹。そのため、先住民にとっては、「長髪」のヒッピーたちがアルカトラズ島占拠中の先住民に対して様々な支援をする姿には、違和感とともに隔世の感があったのである。ここにも、学生運動と同様、先住民・非先住民の垣根を超えた相互作用や連帯を見出すことができる。

その一方で、アルカトラズ島占拠には、学生運動や他の少数民族集団による運動とは大きく異なり、先住民固有の主張もあったことは看過してはならないだろう。この先住民固有の主張とは何かを理解するためには、アルカトラズ島の歴史を踏まえたうえで占拠に至る経緯を明らかにする必要がある。

アルカトラズ島は、1850年に合衆国の軍用地となって以来、西海岸初の灯台が設置されるなど軍事・交通の要所であった。さらに1934年から1963年までは、脱獄が困難などの理由から、島全体が連邦刑務所となった。とくに、アル・カポネ (Al Capone) などの悪名高い重犯罪者を収監したことから、アルカトラズ島といえば連邦刑務所として全米に知られるようになった。こうしたなか、1964年には、刑務所が閉鎖された直後のアルカトラズ島を数人の先住民が占拠するという一件が起こっている。ただし、この占拠事件は、後の1969年の占拠とは異なり、世論の注目を集めることができずに短期間で終わった⁴⁰。

1964年の占拠事件は、失敗ではあったものの、先住民固有の動機を知るうえで重要な事件である。とりわけ注目すべきは、1964年に島を占拠した数名のスー (Sioux) 族は、1868年の条約に基づき占拠という行為を正当化していたことである。ちなみに、スー族と合衆国政府のあいだで締結された同条約には、先住民側に余剰地の占有権を認める一文が含まれていた。この条約に基づき、連邦刑務所の閉鎖後は無人島となっていたアルカトラズ島を余剰地とみなし、その占有権を主張したのである⁴¹。このように、占拠という行為自体は当時のいわば流行だったものの、その行為に込められた主張自体は他の少数民族集団にはない先住民固有のものだった。それは、合衆国政府による先住民の土地の不法搾取、合衆国が先住民諸集団と締結した条約の不履行といったように、先住民固有の歴史的経験に基づいた異議申し立てであった。つまり、「市民的諸権利」の獲得を目指す他の少数民族集団とは大きく異なり、同島を占拠した先住民たちは、「条約上の権利」という先住民固有の権利の回復を求めたのである。

その約5年後の1969年には、上述したように、先住民による同島の占拠事件が衆目を集めるこ

ととなった。今回の占拠時には、合衆国とカナダの80余の^{トライブ}部族を代表して「インディアン全部^{トライブ}族」と自らを称して、声明文を發表している。その声明文には、17世紀前半にオランダ系入植者がマンハッタン島を購入した金額に相当する約24ドルで、アルカトラズ島を購入するといった提案が含まれていた⁴²。このような皮肉を込めたメッセージにも、合衆国と先住民のあいだの積年の土地問題が投影されていたのである。

占拠中の1970年7月には、先住諸社会に朗報が届いた。ニクソン大統領が特別教書を發表し、「終結なき自決」(Self-determination without Termination) と称して前述の終結政策の撤回を表明したのである。「最初のアメリカ人であるインディアンは、我が国において最も恵まれずに孤立している少数派集団である。」この一文で始まる同教書は、雇用・年収・教育・保健衛生などのあらゆる点において、先住民が最下層を占めていると訴えたのである⁴³。そしてニクソン期には、内務省インディアン局の予算は225パーセントの増額となった⁴⁴。

先住民によるアルカトラズ島占拠は、約19か月間続いた。しかし、1971年6月には、ついにすべての占拠者が島から撤退することになった。占拠末期には資金不足や不審火などに見舞われたものの、占拠自体は、全体として、先住民にとって意識変革のきっかけとなった。ポモ(Pomo)族のジョセフ・メイヤー(Joseph Myers)の言葉を借りれば、「アルカトラズ島は、先住民の若者に、インディアンという出自を隠すのではなく、堂々と自分自身になれ、と勇気づけ⁴⁵」たのである。大学在籍中の先住民の若者が中心となって、^{トライブ}部族の枠を超えて連帯し世論の支持を得たという経験は、大きな財産となったといえるだろう。

1972年10月、アルカトラズ島は、ゴールデンゲート国立レクリエーションエリアの一部となり、今日に至っている。所管庁の国立公園局により、アルカトラズ島の歴史建造物の修復や保存がなされ、一般に公開されている。今日では、アル・カボネの独房や、先住民による同島占拠時の落書きなどが保存されており、同島は夏場の観光スポットになっている。

IV. 結びにかえて一歴史的記憶としての「運動の時代」

本稿でみたように、1960年代後半のブラック・パワー運動は、アフリカ系アメリカ人のみならず、他の^{マイノリティ}少数派集団にも多大な影響を与えた。ただし、ブラック・パワーを唱道する運動であっても、その内実は多様だった。たとえば、SNCCにとってのブラック・パワーとは、白人社会から黒人を分離するという意味での人種分離の主張が含まれていた。これは、公民権運動が求めた人種統合の路線とは一線を画していた。その反面、SNCCの場合でも、自らが掲げる人種分離のための処方箋はそれほど明確ではなかった。また、本稿で取り上げたパンサー党の場合、今日では再評価されている地道な活動も含まれていたものの、分離主義的な武装集団に対する世論の支持は急速に失われていった。

このような限界はあったものの、ブラック・パワーを唱道する運動が、他の^{マイノリティ}少数派集団のあいだ

で「〇〇パワー」運動として広がった理由は何だろうか。先にも引用したフランクリンは、ブラック・パワー運動の指導者やその支持者たちが、どの程度、白人からの支援を拒否しているかははっきりしないと述べ、続けて次のように指摘している。「しかし、黒人自らのリーダーシップのもとで、黒人自身が掲げた目標に向かいたがっていることは明らかである⁴⁶」。同様のことが、他の少数派集団にもあてはまる。先住民の場合、アルカトラズ島占拠がその典型となったように、部族の枠を超えた先住民自身のリーダーシップのもとで、自らが掲げた目標に向かったという経験にこそ意義があった。

自らが主導し、自らが掲げた目標に向かうこと—本稿で取り上げたパンサー党とアルカトラズ島占拠には、こうした共通点があった。加えて、1960年代の様々な社会運動の震源地ともいえるサンフランシスコ湾岸地区を拠点とした運動という点でも、両者は共通していた。

その反面、両者の歴史的記憶には大きな隔りがある。一方のパンサー党については、今日では、オークランドの元活動拠点において元メンバーが案内するツアーが自主的に催行されている。しかし、その現場には、往時の名残をとどめるものはほとんどない。ごくわずかな例外として、パンサー党の要求により設置された信号機には、その旨を記載した小さなパネルが取り付けられている。また、パンサー党の二番目の事務所は、現在はベーカリーとなっており、店舗の外側にはその旨を記載したパネルがある。そして店の中に入ると、パンサー党の機関紙の表紙のコピーが壁に飾られている。しかし、予備知識がなければ、それとは気づかないだろう⁴⁷。

他方のアルカトラズ島は、先にみたように、現在では国立公園局が所管する観光地となっている。島に上陸すれば、目の前の「歓迎 インディアン」という赤い字の落書きを見落とす人はいないだろう。これは、1969年の占拠時にあった「連邦所有地」(United States Property)と記された看板に、「連邦」部分を消して「歓迎 インディアン全部族の所有地」(Welcome United Indian Property)と上書きした落書きの一部である。他にも、給水塔などの数か所に、当時の落書きが保存されている。現地でもオーディオツアーを借りれば、誰でも、連邦刑務所と先住民の同島占拠について詳細な説明を聞くことができる。サンフランシスコ湾岸地区において、先住民のアルカトラズ島占拠は、歴史的観光地の一部として記憶されている。

以上のように、1960年代のサンフランシスコ湾岸地区では、様々な社会運動が連鎖反応的に起こり、全米のみならず世界各地からも衆目を集めた。その現場では、当時の重要な出来事がどのような形で記憶ないし忘却され続けるのか、今後も注視していきたい。

本研究は、2015年度成蹊大学教員研修制度に基づく研究成果の一部である。

注

¹ 公民権運動とは、原語の Civil Rights Movement が示すように、公民権(参政権)のみならず市民的諸権利(civil rights)を要求する運動であった。そのため、市民的諸権利を求める運動と訳すほうがより適切であるとの

指摘もなされてきた。本稿においては、以上のような問題点があることを踏まえたうえで、これまで一般に広く使われてきた公民権運動という訳語を用いる。有賀貞『ヒストリカル・ガイド アメリカ〔改訂新版〕〕(山川出版社、2012年)、160頁。

- ² David Farber and Beth Bailey, eds., *The Columbia Guide to America in the 1960s* (New York: Columbia University Press, 2001).
- ³ 一例として、以下の文献を参照。上杉忍『アメリカ黒人の歴史—奴隷貿易からオバマ大統領まで』(中央公論新社、2013年)；川島正樹『アメリカ市民権運動の歴史—連鎖する地域闘争と合衆国社会』(名古屋大学出版会、2008年)。
- ⁴ 西田慎・梅崎透編『グローバル・ヒストリーとしての「1968年」—世界が揺れた転換点—』(ミネルヴァ書房、2015年)、序章。
- ⁵ 油井大三郎編『越境する1960年代—米国・日本・西欧の国際比較』(彩流社、2012年)、12頁。
- ⁶ John Hope Franklin and Alfred A. Moss, Jr., *From Slavery to Freedom: A History of African Americans*, 7th ed. (New York: McGraw-Hill, 1994), 520-21.
- ⁷ Alvin M. Josephy Jr., Joane Nagel, and Troy Johnson, eds., *Red Power: The American Indians' Fight for Freedom*, 2nd ed. (Lincoln: University of Nebraska Press, 1999), 1.
- ⁸ NAACPについては、以下の公式ウェブサイトを参照。The National Association for the Advancement of Colored People, “NAACP,” accessed January 9, 2017, <http://www.naacp.org>.
- ⁹ 中野由美子「1960年代以降のアメリカ合衆国：多文化社会の挑戦」網野徹哉・橋川健竜編『南北アメリカの歴史』(放送大学教育振興会、2014年)、第10章。
- ¹⁰ Stokely Carmichael, “SNCC Position Paper,” accessed January 9, 2017, http://www2.iath.virginia.edu/sixties/HTML_docs/Resources/Primary/Manifestos/SNCC_black_power.html.
- ¹¹ Ibid.
- ¹² 上杉『黒人の歴史』、152頁。
- ¹³ 上杉『黒人の歴史』、153頁。
- ¹⁴ 合衆国憲法については、以下の公式ウェブサイトを参照。The U.S. National Archives & Records Administration, “Constitution of the United States,” accessed April 25, 2017, http://www.archives.gov/exhibits/charters/constitution_transcript.html。日本語訳については、以下の文献を参照し、必要に応じて一部改変した。田中英夫編『BASIC 英米法辞典』(東京大学出版会、1993年)、231頁。
- ¹⁵ 同党の正式名称は、後に「自衛のための」というフレーズが削除され、「ブラック・パンサー党」(The Black Panther Party)となった。David Hilliard, ed., *The Black Panther Party: Service to the People Programs* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 2008), xi.
- ¹⁶ 2010年8月、筆者は、パンサー党の元事務局長デイビッド・ヒリヤード氏による「ブラック・パンサー党の遺産を巡るツアー」に参加した。その時のヒリヤード氏の解説からの引用である。パンサー党のプログラムについての詳細は、以下の文献を参照。Hilliard, ed., *The Black Panther Party*, part I.
- ¹⁷ The Dr. Huey P. Newton Foundation, “The Black Panther Legacy Tour,” Vallejo, CA: n.p., n.d. これは、「ブラック・パンサー党の遺産を巡るツアー」が参加者に配布しているパンフレットである。
- ¹⁸ Franklin, *From Slavery to Freedom*, 521; 上杉『黒人の歴史』、161頁。
- ¹⁹ The Dr. Huey P. Newton Foundation, “The Black Panther Legacy Tour,” Vallejo, CA: n.p., n.d.
- ²⁰ Ibid.
- ²¹ Franklin, *From Slavery to Freedom*, 521.
- ²² 1950年代以降の^{マイノリティ}少数派集団によるさまざまな社会運動については、以下を参照。中野「1960年代以降」網野・橋川編『南北アメリカの歴史』、第12章。
- ²³ この二つの政策(都市移住奨励策と連邦管理終結政策)の概要については、以下の文献を参照。Donald L.

Fixico, *Termination and Relocation: Federal Indian Policy, 1945-1960* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1986).

²⁴ House Concurrent Resolution 108, 67 Stat., B132.

²⁵ 68 Stat., 250-52.

²⁶ 87 Stat., 700.

²⁷ NIYC は 1960 年に設立された。Richard White, “*It’s Your Misfortune and None of My Own*”: *A New History of the American West* (Norman: University of Oklahoma Press, 1991), 585.

²⁸ Alvin M. Josephy, Jr., *Now That the Buffalo’s Gone: A Study of Today’s American Indians* (Norman: University of Oklahoma Press, 1982), 224.

²⁹ “Testimony of Clyde Warrior before the President’s National Advisory Commission on Rural Poverty,” February 2, 1967, in Josephy, Jr., ed., *Red Power*, 76-77.

³⁰ Ibid.

³¹ 森田ゆり『聖なる魂—現代アメリカ・インディアン指導者デニス・バンクスは語る—』（朝日新聞社、1989年）、128頁。バンクスは、自己の半生を語った同書を、英語ではなく日本語でのみ出版することにこだわっていたという。詳しくは、森田『聖なる魂』所収の「本書に寄せて」を参照。

³² Josephy Jr., ed., *Red Power*, 1.

³³ 寄宿学校政策については、以下を参照。水野由美子『＜インディアン＞と＜市民＞のはざままで—合衆国南西部における先住社会の再編過程』（名古屋大学出版会、2007年）、第2章。

³⁴ Troy R. Johnson, *We Hold the Rock: The Indian Occupation of Alcatraz, 1969 to 1971* (San Francisco: Golden Gate National Parks Conservancy, 1997), 4.

³⁵ Johnson, *We Hold the Rock*, 12.

³⁶ Wilma Mankiller and Michael Wallis, *Mankiller: A Chief and Her People* (New York: St. Martin’s Press, 1993), 191.

³⁷ Johnson, *We Hold the Rock*, 9.

³⁸ Ibid.

³⁹ 詳しくは、以下の拙著を参照。水野『＜インディアン＞と＜市民＞のはざままで』、第1章。

⁴⁰ アルカトラズ島の歴史の概要については、以下の内務省国立公園局の公式ホームページを参照。U.S. Department of the Interior, National Park Service, “Alcatraz Island: History and Culture,” accessed February 2, 2017, <https://www.nps.gov/alca/learn/historyculture/index.htm>. 筆者は、2013年8月にアルカトラズ島を訪問した。

⁴¹ Johnson, *We Hold the Rock*, 9; 鎌田遵『ネイティヴ・アメリカン—先住民社会の現在』（岩波書店、2009年）、第4章。

⁴² Johnson, *We Hold the Rock*, 12.

⁴³ University of Michigan Digital Library, “Special Message to the Congress on Indian Affairs, July 8, 1970,” *The Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon*, accessed February 4, 2017, <http://quod.lib.umich.edu/p/ppotpus/4731750.1970.001>.

⁴⁴ Johnson, *We Hold the Rock*, 51.

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ Franklin, *From Slavery to Freedom*, 515.

⁴⁷ 2010年のツアー参加時（詳細は注16を参照）の状況である。